

## 『今回の令和3年4月からの制度改正でケアマネジャーがまず行う事！！』

- ① 4月1日～新規で契約するご利用者のために**契約書、契約書別紙、重要事項説明書**を変更する。

(契約書は今回の変更は必要ないと思いますが、事業所でする、しないは各事業所判断です)

(※) 捺印に関して、**契約書は従来通り必要、重説及び重説別紙は不要となっておりますがこれもいる、いらぬは事業所判断です。**
- ② 既存の契約中のご利用者には4月から制度改正がありましたので、文章等による説明が必要。(できれば4月中に、あとは速やかに～)
  - 1) 重要事項説明書～新たに作成したものでも良いですし、今回の改正をピックアップした用紙の取り交わしでも OK です。(参考様式①あり)
  - 2) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価により令和3年4月～令和3年9月末まで居宅介護支援費が0.1%上乘せさせていただく事の説明 (参考様式②あり)
  - 3) ご利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業所等に不当に偏ることがないように公正中立に行われなければならないこと等を踏まえ、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合を上位3社までお知らせします。(参考様式③あり)

(※) 1) の重要事項には何をどこまで載せるのかは各事業所において決めて頂いて大丈夫です。今回の参考様式①は全ての項目を載せておりますので参考にしてください。

  - 特定事業所加算は算定しているもの、事業所だけで大丈夫
  - ターミナルマネジメント加算の項目の追記
  - 3) の文章
  - 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための措置 (参考様式①2-⑥)
  - ハラスメント対策の強化 (参考様式①2-⑦)
  - 高齢者虐待防止の推進 (参考様式①2-⑧)
- ③ 運営規程については、今回の制度改正により**内容が追加になりましたが必ず届出**しなければいけないということではありません。**人員変更や新しい加算を取る等変更**による届け出が必要であれば**一緒に提出**してください。